

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

### ご挨拶

目次:

ご挨拶 1

健康保険証とマイナンバー  
カードの一本化 2

今年は早くから台風の到来が相次ぎ、また「危険な暑さ」を注意する警告が連続して出されました。体温を超えた気温の中活動するのは体力的に厳しいですね。水分をこまめに取り、熱中症にお気をつけ下さい。

第99号では、健康保険証とマイナンバーカードの一体化について取り上げました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。なお、HPのお役立ち情報で会計・税務の情報を更新していますので、是非ご覧下さい。



公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦  
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

## 健康保険証とマイナンバーカードの一体化(令和6年12月2日から)

今年の12月2日以降の健康保険証とマイナンバーカードとの関係について解説します。文中に掲載している図は、全国健康保険協会の「健康保険証とマイナンバーカードの一体化(マイナ保険証)に関する制度説明資料」から抜粋しています。

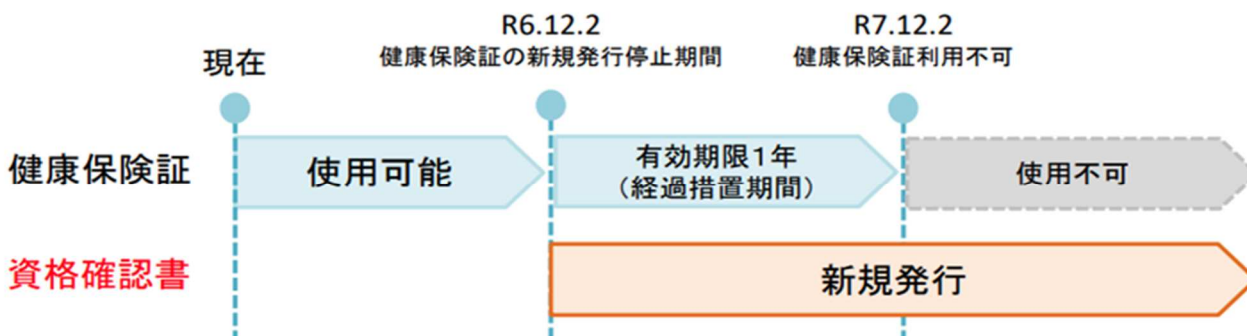
### 健康保険証の廃止

令和6年12月2日に健康保険証は廃止され、マイナ保険証による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変わります。

令和6年12月2日以降、新規に健康保険証は発行されません。ただし、現在保有されている健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、令和7年12月1日まで使用できます。

健康保険証が無効となる令和7年12月2日以降は、マイナンバーカードを持っていない、またはマイナ利用登録をしていない既存加入者に対して資格確認書が発行されます。

令和6年12月2日以降マイナ保険証を保有していない新規加入者に対しては、本人からの申請に基づき資格確認書が発行されます。






従来の健康保険証は令和7年12月1日までに退職等で使用できなくなった場合には、会社へ返納します。令和7年12月2日以降については自己廃棄が可能です。

### 既加入者に対する資格情報のお知らせの送付

令和6年9月に健康保険の全加入者に対し、事業主経由で、記号・番号を含む被保険者資格等の基本情報が記載された「資格情報のお知らせ」が配布されます。

マイナンバーカードを読み取るカードリーダーがない医療機関等や故障中など、カードリーダーが使えない場合、マイナ保険証で本人確認をした上で資格情報を伝えることで保険診療を受けることができます。

### マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの比較

|   | 名称        | 形状  | 取得方法  | 使用目的                       | 使用方法   |
|---|-----------|---|---|----------------------------|--|
| ① | マイナ保険証    | マイナンバーカード<br>                    | マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う                                    | カードリーダーが設置されている医療機関を受診するとき | 医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り                       |
| ② | 資格確認書     | 従来の健康保険証と同じプラスチックカード型(色は黄色)<br> | ・資格取得時等に申請<br>・マイナ保険証をお持ちでない方に職権で発行                                   | マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき | 医療機関に提示  |
| ③ | 資格情報のお知らせ | 紙製カード型<br>                     | ・資格取得時に送付(申請不要)<br>(マイナポータルから確認できる「わたしの情報」でも代用可能)<br>・既加入者には本年9月に送付予定 | カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診するとき | マイナ保険証と資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示(資格情報のお知らせのみでは受診不可) |

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！  
<https://my-naka.com/>

### マイナ保険証利用のための準備手続

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用登録」を行う必要があります。

マイナンバーカードの保険証利用登録には3つの方法があります。



※マイナポータルとは…  
政府が運営するオンラインサービスです。パソコンやスマートフォンからログインが可能で、各種行政手続きの申請や、所得・税等の情報を確認することができます。

医療機関等で高額な医療費が発生する場合でも、限度額適用認定証の書類申請手続きをする必要がなくなったり、初診・再診料が従来の保険証での受診よりも安くなる等のメリットもありますので、まだの方は準備を進めましょう。

記載中の内容についてご質問がある場合はお問い合わせください。

### 税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15

ウイン青山1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル3F

電話 048-816-6180

[nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp](mailto:nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp)

[nakamura-cpa@tkcnf.or.jp](mailto:nakamura-cpa@tkcnf.or.jp)